



第2次刈谷市文化振興基本計画

2018年度～2027年度

— はじめに —



文化で紡ぐかりやの未来 ～魅力あふれる文化のまちを目指して～

文化芸術は人々の生活に彩りを与え、心豊かな社会づくりのために欠かせないものです。

本市の文化芸術行政におきましては、平成 20 年 3 月に「刈谷市文化振興基本計画」を策定し、平成 25 年 3 月の中間改定を経て、10 年が経過しました。その間には、平成 22 年に総合文化センターが開館し、本市における文化芸術の拠点として定着し、市内外の皆様にご利用いただいております。

今回策定した「第 2 次刈谷市文化振興基本計画」におきましては、「文化で紡ぐかりやの未来～魅力あふれる文化のまちを目指して～」を基本理念に掲げております。

市民と行政が一体となって、文化芸術を生かしたまちづくりに取り組むとともに、刈谷から新たな魅力を発信していくことを目指してまいります。

また、平成 30 年度末には、歴史に親しみ、学ぶことのできる拠点となることを目指して、歴史博物館が開館する予定であり、亀城公園の再整備と併せて、歴史や文化を感じられるまちづくりにも取り組んでまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

終わりに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提案をいただきました市民の皆様、策定委員をはじめご協力いただきました関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

平成 30 年 3 月

刈谷市長 竹 中 良 則

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 策定の背景と趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画期間.....	3
4 文化芸術の範囲.....	4
第2章 文化芸術をとりまく現状と課題	5
1 人口・世帯の状況.....	5
2 文化芸術の現状.....	7
3 文化芸術に関する課題.....	20
第3章 基本理念と基本方針	22
1 基本理念.....	22
2 基本方針.....	23
3 計画の体系.....	25
第4章 施策	26
基本方針1 文化芸術を生かしたまちづくり.....	26
基本方針2 文化芸術の観光への活用.....	28
基本方針3 歴史・文化財等の継承と発信及び活用.....	29
基本方針4 施設等を活用した文化芸術の振興.....	31
基本方針5 文化芸術を創造し支える人づくり.....	35
第5章 計画の推進に向けて	37
1 評価指標の設定.....	37
2 計画の評価・検証.....	37
資料編	38
1 文化芸術基本法.....	38
2 策定経過.....	44
3 刈谷市文化振興基本計画策定委員会設置要綱.....	45
4 刈谷市文化振興基本計画策定委員.....	46
5 市内の指定・登録文化財.....	47
6 用語集.....	51



計画策定にあたって

1 策定の背景と趣旨

現代社会は、高度情報化、グローバル化、少子高齢化などが進み、人々の生活様式や価値観は、今後さらに多様化していくと考えられます。

こうした中、長い時間をかけて培われてきた文化芸術に対し、精神的なゆとりや豊かさ、生きがい、自己実現などを求めて、文化芸術に対する人々の関心・期待が高まっています。

文化芸術は、創造性の源として社会的価値を生み出し、人々の生活を向上させる力を持っています。そして、文化芸術は、まちの品格を高めるものであると同時に、魅力や活力ともなり、ふるさとへの誇りや愛着をはぐくむ礎となるものです。

国においては、2001（平成13）年に「文化芸術振興基本法」が施行され、2017（平成29）年には、文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込み、文化芸術により生み出されるさまざまな価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することを目的とした改正が行われ、「文化芸術基本法」が施行されました。

また、「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次）」では、文化芸術はすべての国民が真にゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現していく上で不可欠なものであり、国民全体の社会的財産であると位置付けられています。また、文化芸術を振興し、心豊かな国民生活を実現するとともに、東京オリンピック・パラリンピックを契機とした日本文化の発信など、文化芸術振興を国の政策の根幹に据え、文化芸術立国を目指すことが示されています。

愛知県においては、「文化芸術創造あいちづくり推進方針 改訂版」を2013（平成25）年に策定し、世界・未来に向けた“愛知発”の文化芸術の創造と展開を目指して、文化芸術を担い支える人づくりや多様な個性・価値を実現する場づくり、地域文化を発掘・継承・発展させる仕組みづくりを進めてきました。その一環として、新たな芸術の創造・発信により世界の文化芸術を発展させるとともに、現代芸術などの普及・教育により文化芸術を日常生活へ浸透させ、文化芸術活動を活発化することで、地域の魅力の向上を図るため、「あいちトリエンナーレ」を開催しています。

2017（平成29）年度においては、さらに魅力ある愛知を創るために、新たな推進方針の策定に向けて検討を進めています。

本市では、文化芸術の振興や貴重な文化財等の保護、継承に取り組むため、2008（平成20）年度を初年度とし、2017（平成29）年度までの10年間を計画期間とした「刈谷市文化振興基本計画」を策定しました。そして、2013（平成25）年には、市内の文化芸術活動や社会の変化に対応するため、「刈谷市文化振興基本計画 改訂版」を策定し、本市の文化施策を展開してきました。

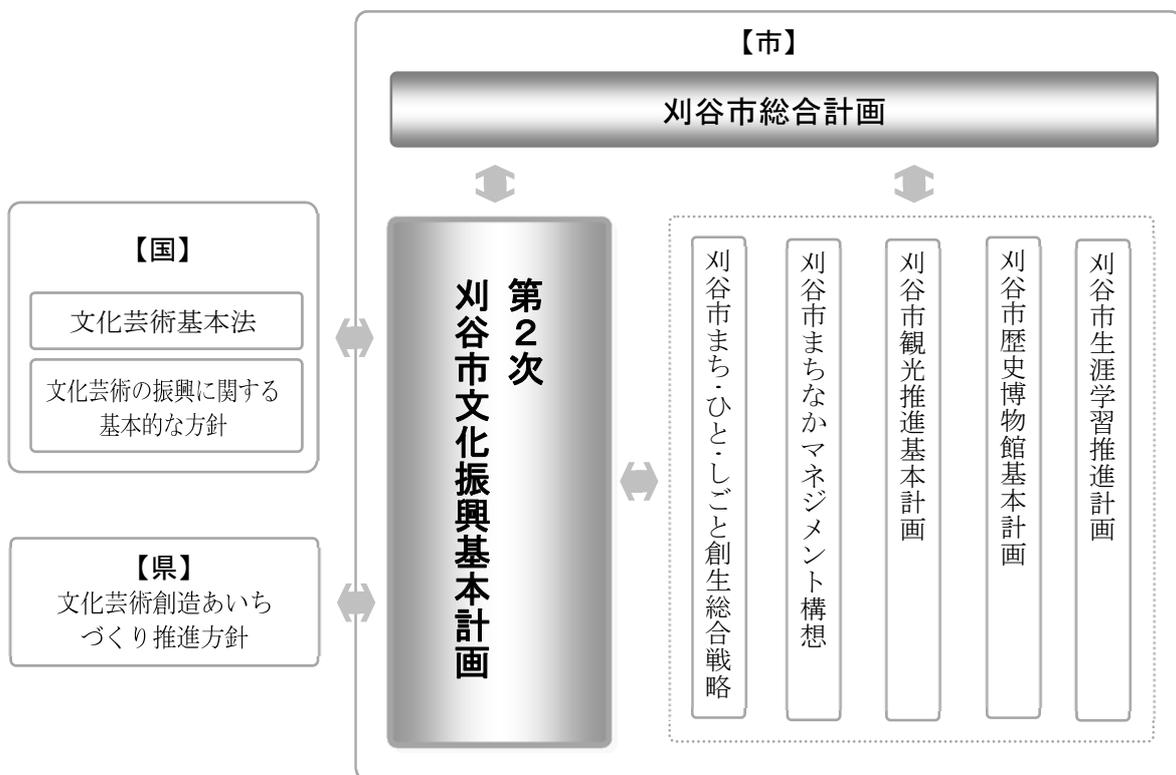
今回、「刈谷市文化振興基本計画」の計画期間が終了することから、本市の豊かな文化資源を継承・活用しながら、市民一人ひとりが身近に文化芸術に触れ、文化芸術活動に参加することで、心の豊かさを真に実感できる暮らしの実現を目指して、本市の文化芸術を見つめ直すとともに、刈谷の文化芸術をまちの魅力として広く発信するため、「第2次刈谷市文化振興基本計画」を策定しました。



2 計画の位置づけ

この計画は、国の「文化芸術基本法」を踏まえた本市の文化芸術に関する行政計画であり、刈谷市総合計画を上位計画とします。

また、国の「文化芸術の振興に関する基本的な方針」や、愛知県の「文化芸術創造あいちづくり推進方針」のほか、本市の「刈谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「刈谷市まちなかマネジメント構想」、「刈谷市観光推進基本計画」、「刈谷市歴史博物館基本計画」、「刈谷市生涯学習推進計画」の関連計画との整合性に配慮しています。



3 計画期間

計画期間は、2018（平成30）年度から2027年度までの10年間とします。

なお、社会経済情勢や本市の文化芸術活動の変化、また計画の進捗状況を踏まえ、5年程度で見直しを行います。

4 文化芸術の範囲

文化芸術とは、人々に感動や生きる喜びをもたらして人生を豊かにするものであると同時に、社会全体を活性化する上で大きな力となるものです。その果たす役割は極めて重要であり、その範囲は幅広く捉えることができます。

この計画が対象とする「文化芸術」の範囲は、「文化芸術基本法」に示されているものを基本としますが、本市の文化芸術を育んできた豊かな歴史や風土といった地域特性を踏まえて、文化芸術の創造を目指すこととします。

「文化芸術基本法」における文化芸術の範囲

芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（メディア芸術を除く。）
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）
生活文化・国民娯楽及び出版物等	生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化） 国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽） 出版物及びレコード等
文化財等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
地域における文化芸術	地域固有の伝統芸能及び民俗芸能 （地域の人々によって行われる民俗的な芸能）



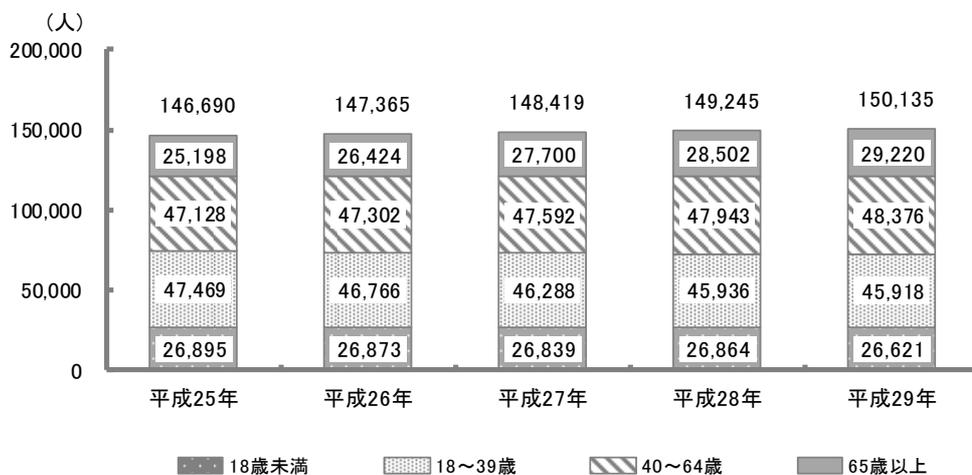
第2章

文化芸術をとりまく現状と課題

1 人口・世帯の状況

(1) 人口・世帯

【年齢別人口の推移】

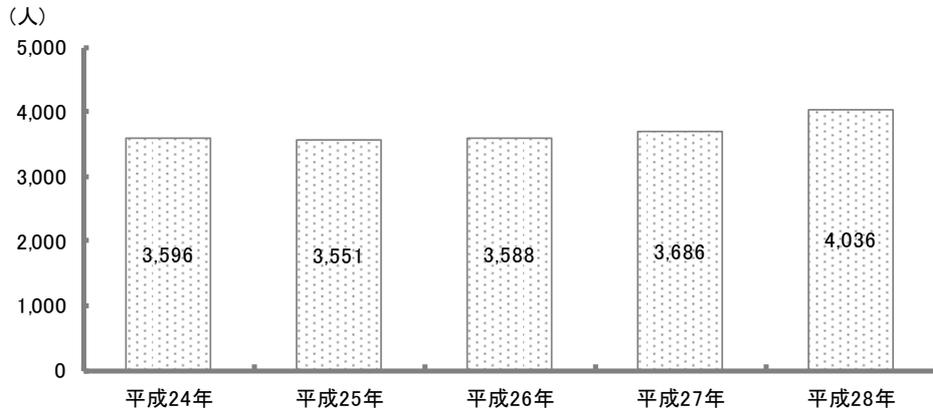


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

年齢別人口の推移をみると、2017（平成29）年4月1日現在の総人口は、150,135人となっており、継続して増加しています。

年齢4区分別でみると、39歳以下の人口は減少傾向にありますが、40歳以上の人口は増加しています。

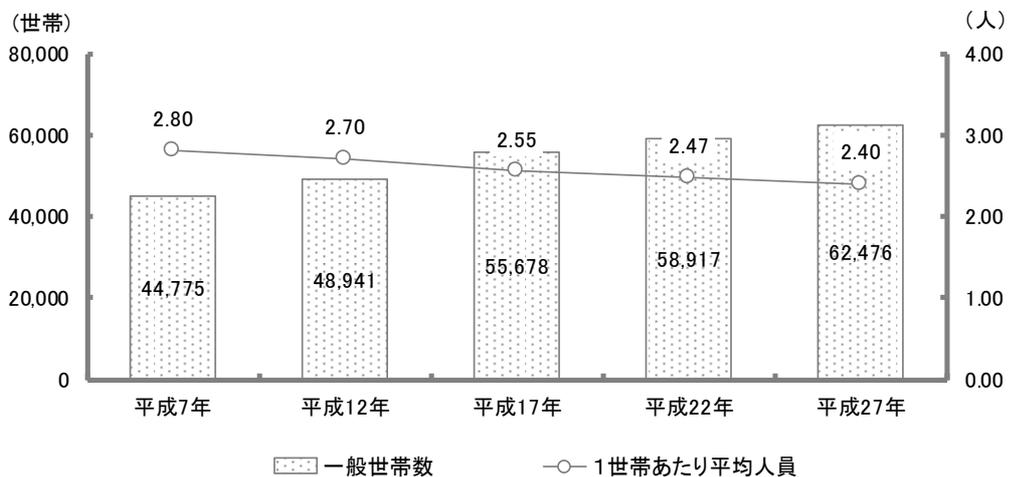
【 外国人人口の推移 】



資料：外国人登録者数（各年 10 月 1 日現在）

外国人人口の推移をみると、2013（平成 25）年以降、年々増加し、2016（平成 28）年では 4,036 人となっており、2012（平成 24）年から 440 人増加しています。

【 世帯数と世帯人員の推移 】



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

世帯数の推移をみると、1995（平成 7）年から 2015（平成 27）年にかけて約 17,000 世帯増加し、62,476 世帯となっています。

世帯人員の推移をみると、1995（平成 7）年から 2015（平成 27）年にかけて 0.4 人減少し、1 世帯あたり平均人員が 2.40 人となっています。

2 文化芸術の現状

(1) 主な文化施設

本市には、総合文化センター（市民ホール）をはじめ、中央図書館、美術館、郷土資料館など多くの文化芸術に関する施設があり、これらの施設において文化振興のための事業が数多く行われています。

ここでは、市内にある文化芸術関連の主な施設について整理しました。

○ 総合文化センター（市民ホール）

場所	若松町2丁目104番地
開設年月	2010（平成22）年4月
館内概要	大ホール（1,541席）、小ホール（282席）、リハーサル室、ギャラリー 会議、講演会、コンサートなどの活動拠点として発表の場を提供するとともに、自主事業を実施する場として利用されています。
主な取り組み	優れた舞台芸術の公演を実施するとともに、文化芸術団体などに発表の場を提供し、文化芸術に対する理解と文化芸術活動への参加意欲を高め、市民文化の向上に取り組んでいます。

○ 中央図書館

場所	住吉町4丁目1番地
開設年月	1990（平成2）年5月
館内概要	書架、郷土・参考資料室、視聴覚室、各種会議室等 約70万冊の蔵書を有し、図書資料と学習の場所を提供しています。 村上文庫は国文学関係の貴重な書目を所蔵しています。 分館（城町、富士松）があるほか、各市民センター内に図書室があります。
主な取り組み	図書館では図書資料を収集、保存、分類配列し、閲覧や貸出、利用相談を行います。また、読書講演会など、読書の啓発と市民の学習意欲の向上を図る取り組みを行っています。

○ 美術館

場所	住吉町4丁目5番地
開設年月	1983（昭和58）年6月
館内概要	展示室、茶室等 年に3回程度の企画展と、常設展を実施するとともに、作品発表の場として展示室の貸出を行っています。
主な取り組み	美術作品を未来の世代に伝えていく目的のもと、調査研究、作品の収集・保存をするとともに、展覧会の開催によって作品を公開しています。また、市民の文化芸術に対する興味・関心を高めるために、教育普及活動、市民ギャラリーの貸出、茶室での呈茶を実施しています。

○ 歴史博物館

場所	逢妻町4丁目25番地1
開設年月	2019（平成31）年3月（予定）
館内概要	展示室、研修室、体験学習室等 企画展及び常設展を実施します。
主な取り組み	歴史資料を保存・継承及び調査・研究し公開します。また、万燈の担ぎ体験などを通じて、市民が歴史に親しみ、学ぶ機会を提供します。

○ 郷土資料館

場所	城町1丁目25番地1
開設年月	1980（昭和55）年5月（亀城小学校の旧本館を改修） 2011（平成23）年4月（リニューアルオープン）
館内概要	建物は国の登録文化財。昭和30年代の一般家庭や教室の再現展示を行っています。
主な取り組み	郷土の歴史及び民俗に関する資料を収集・整理保存し、市民に提供することで、郷土文化の向上に取り組んでいます。



(2) 市民意識調査

市民が市の現状をどのように感じているのか、また市政に対してどのような意見を持っているのかを把握するため、刈谷市総合計画に基づき実施しているアンケート調査です。定期的（2年に1度）に調査し、その結果をもとに、よりよいまちづくりを展開していくものです。

① 調査概要

調査年：2010（平成22）年度

2012（平成24）年度

2014（平成26）年度

2016（平成28）年度

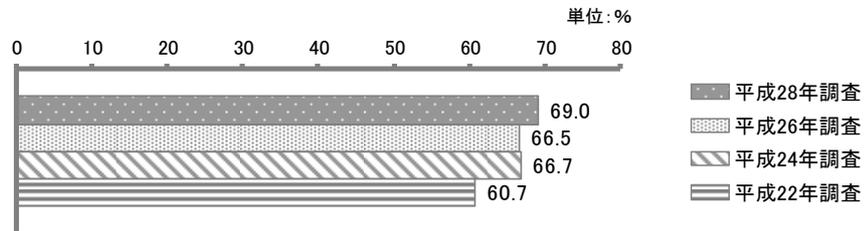
対 象：市内在住の20歳以上の市民から無作為に抽出（5,000人）



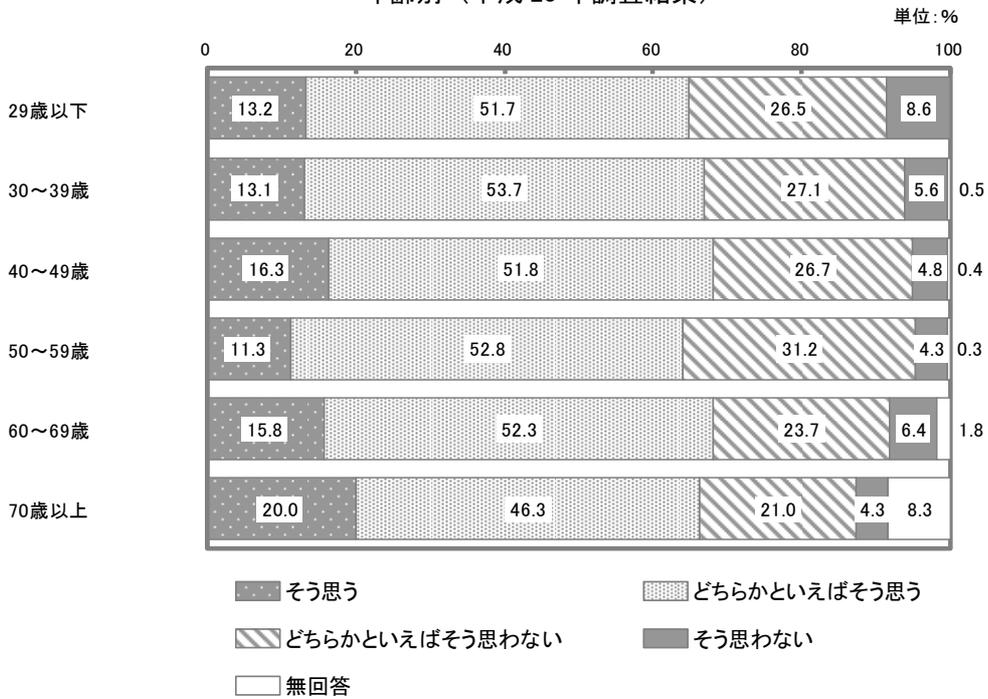
郷土資料館

【 創作や発表がしやすい環境が整備されていると思う市民の割合 】

「そう思う」「どちらかといえばそう思う」市民の割合



年齢別（平成28年調査結果）

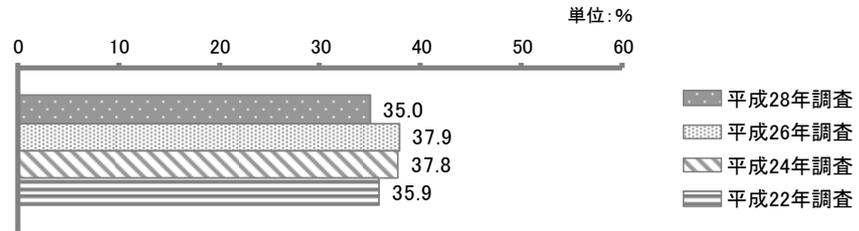


「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合が、2010（平成22）年では60.7%であったのに対し、2016（平成28）年では69.0%と8.3%増加しています。

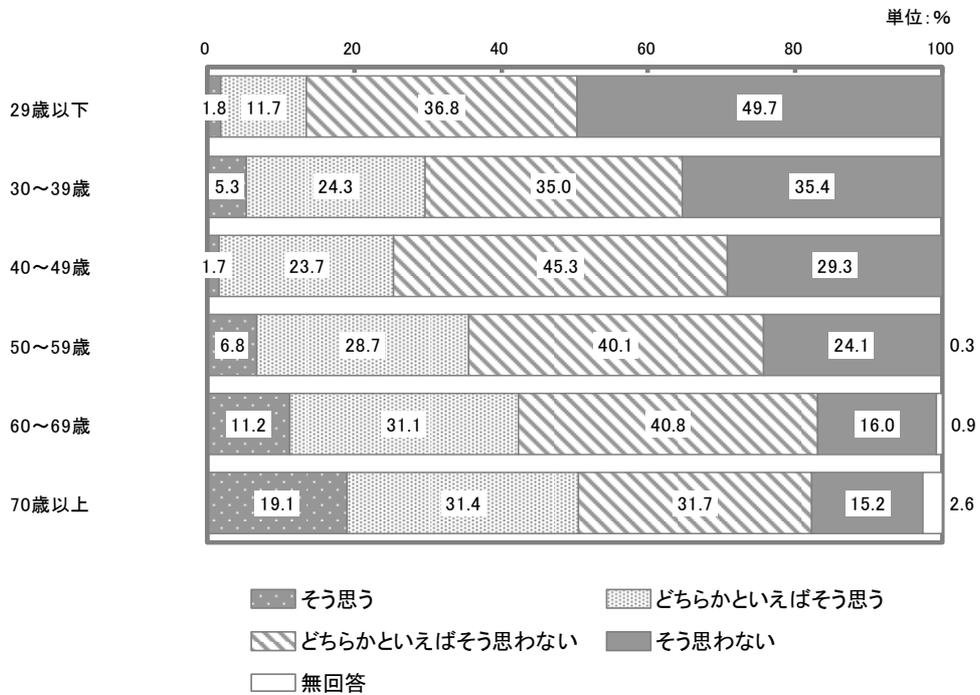
2016（平成28）年調査結果における年齢別の結果をみると、どの年齢においても「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合が60.0%以上となっています。

【 刈谷の歴史に興味を持っている市民の割合 】

「そう思う」「どちらかといえばそう思う」市民の割合



年齢別（平成28年調査結果）



「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合が、2010（平成22）年では35.9%であったのに対し、2016（平成28）年では35.0%と0.9%減少しています。

2016（平成28）年調査結果における年齢別の結果をみると、29歳以下が「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合が最も低く、年齢が上がるにつれて「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合が高くなっています。

(3) 団体ヒアリング調査

① 調査概要

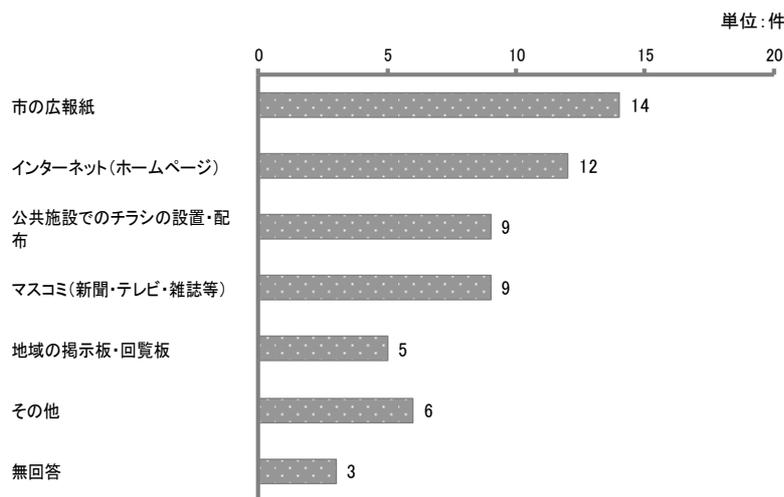
調査年：2017（平成 29）年度

対 象：23 団体

（文化芸術関連：7 団体、歴史関連：5 団体、観光関連：5 団体、
協働関連：5 団体、教育関連：1 団体）

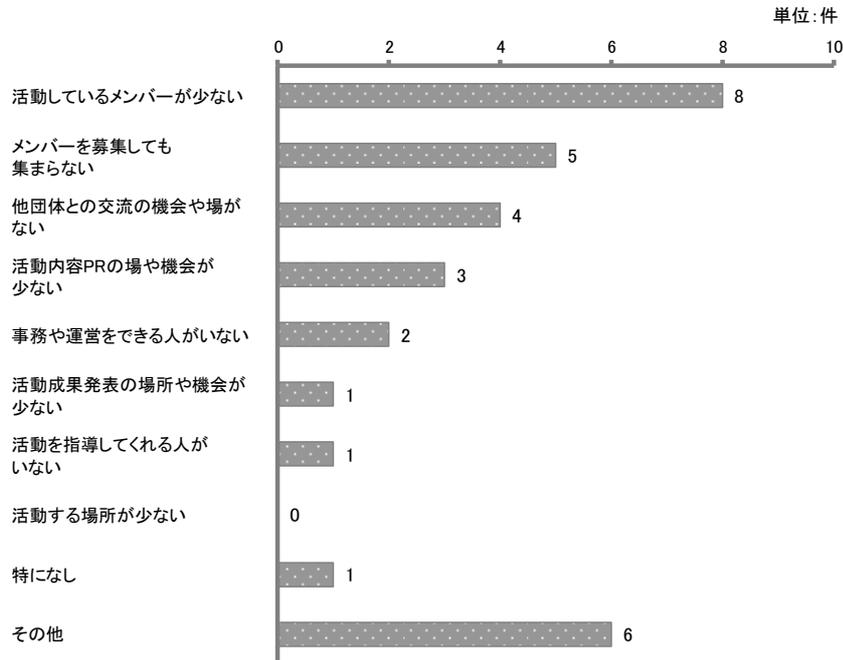
② 団体ヒアリング調査の結果

【 文化芸術に関する情報提供の方法について 】



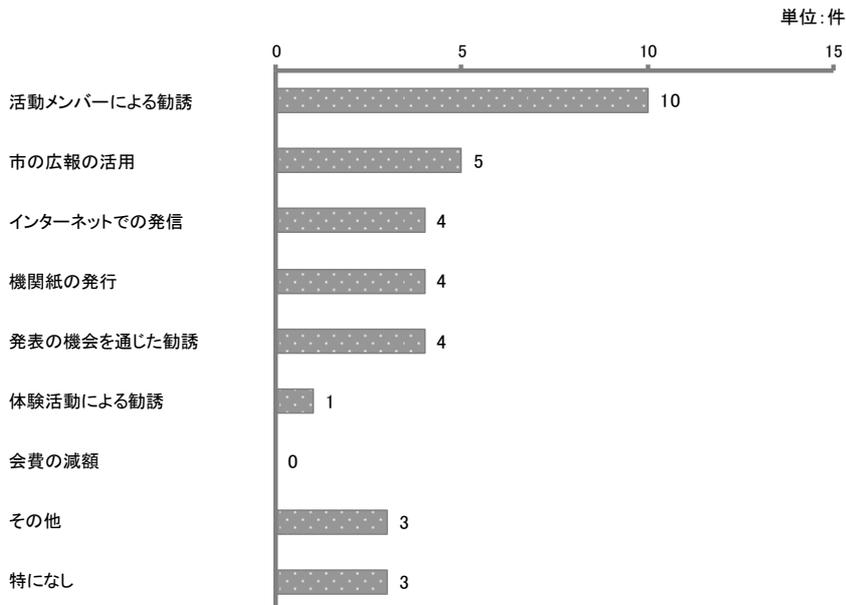
文化芸術に関する情報提供の方法については、「市の広報紙」、「インターネット（ホームページ）」、「公共施設でのチラシの設置・配布」、「マスコミ（新聞・テレビ・雑誌等）」などが多くなっていますが、「地域の掲示板・回覧板」なども活用されており、さまざまな媒体を使って情報を発信しています。

【 団体活動を行うにあたっての問題点について 】



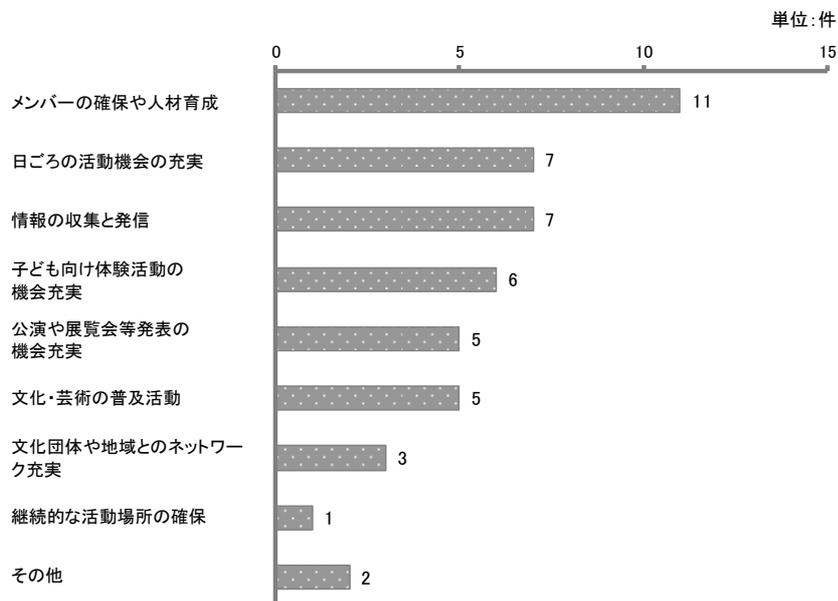
団体活動を行うにあたっての問題点については、「活動しているメンバーが少ない」、「メンバーを募集しても集まらない」が多くなっています。

【 メンバーの確保の方法について 】



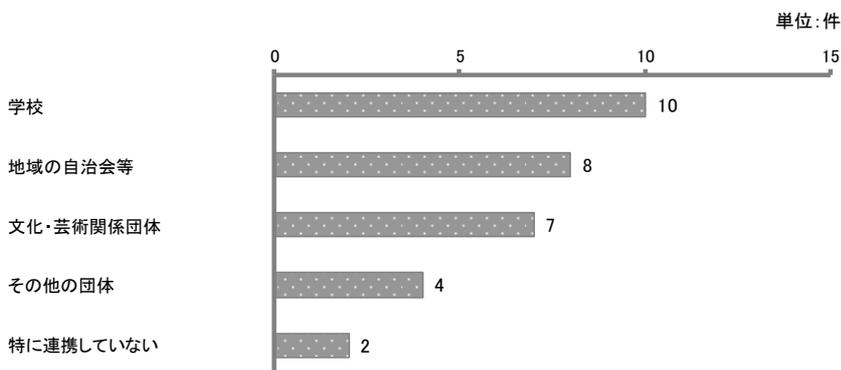
メンバーの確保の方法については、「活動メンバーによる勧誘」、「市の広報の活用」が多くなっています。

【 今後、力を入れていきたいことについて 】



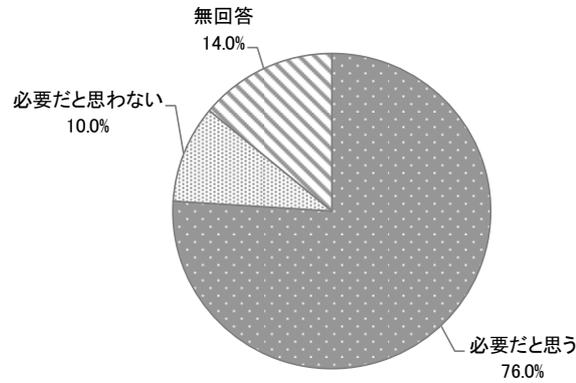
今後、力を入れていきたいことについては、「メンバーの確保や人材育成」、「日ごろの活動機会の充実」、「情報の収集と発信」が多くなっています。

【 現在の地域や他団体との連携状況について 】



現在の地域や他団体との連携状況については、「学校」、「地域の自治会等」、「文化・芸術関係団体」が多くなっています。

【 関係団体や地域との連携の必要性について 】



関係団体や地域との連携の必要性については、「必要だと思う」の割合が76.0%と高くなっています。

【 その他文化芸術、歴史、観光に対しての意見について 】

- 市民や子どもと一緒に参加できる文化芸術環境を充実していきたい。
- 刈谷市と言えば〇〇という街のイメージを定着させていく必要がある。
- 市民の誰もが自由に参加し、活動しやすい環境を整えていくことが必要である。
- 市民の誰もが地元の歴史を知っており、子どもたちに伝えていくことができる環境を整えていくことが必要である。
- 刈谷市には仕事で来る人が多いと思われるが、そういった人々が市内の観光地にも足をのばし、刈谷市に親しみを持つようになってほしい。



(4) 第1次文化振興基本計画の施策の成果

本市では、第1次文化振興基本計画において、文化芸術を振興していくための事業を実施してきました。この10年間における、それぞれの事業の達成状況を整理しました。

① 調査概要

調査年：2017（平成29）年度

対象：2008（平成20）年度から2016（平成28）年度に文化振興関連事業を行った部署など

② 全体の達成状況の結果

第1次文化振興基本計画では、全126事業の取り組みにより文化芸術の振興に努めており、約9割が達成できました。

施策体系	達成できた	概ね達成できた	未達成
1 鑑賞・体験の機会づくり	14事業	11事業	3事業
2 創作・発表の機会づくり	11事業	2事業	1事業
3 活動の支援体制の充実	14事業	14事業	1事業
4 文化財等の保護・活用	2事業	7事業	8事業
5 文化施設の運営方針	27事業	10事業	1事業
合計（全126事業）	68事業	44事業	14事業

③ 施策別の達成状況

【 1 鑑賞・体験の機会づくり 】

公共施設において、音楽、演劇、舞踊、美術、文学、伝統文化など幅広い分野にわたり、文化芸術作品を鑑賞・体験する機会の充実に努めてきました。

また、身近なところで気軽に文化芸術を体験し、わかりやすく学ぶ機会をつくり、これまで文化芸術に親しむ機会がなかった人の関心を高め、裾野を広げてきました。

総合文化センターが文化芸術の拠点として定着してきたことで、総合文化センターにおける取り組みにおいて、本市における文化芸術活動の充実に努めることができました。

【 2 創作・発表の機会づくり 】

公共施設の利用を促進し、練習や作品制作など市民の創作活動の場を提供するとともに、作家やアーティストから指導・助言を受けながら創作活動をしたり、市内のさまざまな人が力を合わせて本格的な創作活動を行う機会をつくってきました。また、市民文化祭をはじめ、文化芸術活動を行う市民が集い、日頃の創作活動の成果を発表する機会をつくってきました。

舞台芸術作品の創造の支援や、まちなかコンサートなどにおいて創作・発表の機会を支援・提供してきました。単に舞台作品をつくるだけでなく、アーティストとの街の取材や市民とのワークショップを行い、参加者が地域資源を見つめ直す機会をつくることができました。

【 3 活動の支援体制の充実 】

専門的な人材を活用した質の高い文化芸術を提供するとともに、芸術家や文化芸術団体の社会貢献活動の促進やボランティア団体を育成するため、市内の文化施設などで、きっかけづくりや活動しやすい環境づくりに努めてきました。

また、市内外で行われる文化芸術事業などについて、情報を収集・提供してきました。

総合文化センター（市民ホール）では、組織運営や事業の企画など、市民自らのアイデアによる活発な事業が展開されるようになりました。

アーティスト・データバンクの試験的開設においては、文化芸術の発信に積極的なアーティストと手を組むことで、地域の文化芸術活動の活性化及び演奏レベルの向上につなげることができました。

【 4 文化財等の保護・活用 】

歴史資料や近代化遺産等を調査・整理し、保存するとともに、市内各所にある文化財等の保護と活用に努めてきました。

本市の文化財のひとつでもある小堤西池のカキツバタ群落の除草活動などを行うことで、カキツバタ群落の保護につなげることができました。

文化財等の修復や周辺整備を行ったことで、貴重な文化財等を保護し、調査・研究、さらには市民に公開することができました。

歴史博物館については、東日本大震災発生に伴い建設に係る調査などを実施したため、第1次文化振興基本計画の計画期間内に開館することが難しくなったこともあり、一部の事業で未達成となりました。

【 5 文化施設の運営方針 】

総合文化センター（市民ホール）では、舞台芸術全般にわたり、質の高い鑑賞空間を提供したことで、市民の文化芸術に対する関心を高めることができました。また、文化芸術活動の拠点として市民が練習や発表を行うことができる場を提供しました。

中央図書館では、学校やボランティア団体と連携することで、子どもが読書に親しむ環境をより整えることができました。また、読書会や講演会などを実施したことで、市民の読書活動の推進につなげることができました。

美術館では、企画展や収蔵品の展示を行うことで、市民が美術に触れる機会を提供しました。また、展示室を貸出し、美術家や美術団体などへ作品発表の場を提供したことで、創作発表を行いやすい環境の整備と文化芸術への関心の向上につなげることができました。

郷土資料館では、郷土の資料を収集・保存し公開することにより、郷土文化の向上に取り組みました。

3 文化芸術に関する課題

本市における人口・世帯の状況を踏まえ、文化芸術をとりまく現状や、市民意識調査、団体ヒアリング、第1次文化振興基本計画の施策の成果などから、本計画を策定するにあたっての重点的課題を整理しました。

課題1 文化芸術の活性化と発信

日頃から文化や芸術に親しんでいる市民の割合が減少しているため、今後、さらなる文化や芸術に触れる機会の創出を行い、文化芸術の担い手がより参加しやすい仕組みづくりが必要です。

また、文化芸術に関する情報発信として、広報紙を活用している団体が多くありますが、今後は、さまざまな情報発信の媒体を活用するとともに、情報の内容や、増加傾向にある外国人を含めた幅広い市民に対する広報を充実させることが必要です。

課題2 観光資源の文化振興への活用

市内外から多くの人を集められるよう観光資源を活用するため、文化芸術と観光を結び付けた、官民一体となった誘客の仕組みづくりの構築や、文化芸術に関する情報をさらに広く発信することで、市内外の人に本市の魅力を伝え、観光客を集客することが必要です。



小堤西池のカキツバタ群落

課題3 歴史・文化財等の保存と継承

本市には、万燈祭、山車祭をはじめとする無形・有形民俗文化財等の祭りがあり、これらの歴史文化を保存していくとともに、観光資源として活用していくことが必要です。

また、伝統的な祭りなどの歴史文化を次世代に引き継ぐとともに、その魅力を市内外に向けて発信していくことが必要であり、刈谷城の復元に向けた取り組みや、市内の近代化遺産や歴史的建造物を含めた文化財等の保存継承と、歴史的資源を生かしたまちづくりが求められています。

そのため、歴史博物館の整備や資料のデジタル化を通して、文化財等を保護することをはじめ、それらの資料を活用し、地域にある伝統文化を学ぶ機会をつくり、親しみをもってもらうことが必要です。

課題4 文化施設の有効活用

本市は、総合文化センター（市民ホール）、中央図書館、美術館、郷土資料館などの文化施設が充実しており、これらの施設を活用し、文化芸術に触れる機会をより一層創出していくことが必要です。

また、施設の維持管理や更新に取り組むなど、文化芸術振興のための環境づくりが必要で

課題5 文化芸術を担う人づくり

本市には、文化芸術の伝承を担う団体やガイドボランティアグループのほか、さまざまな活動に携わるボランティアがいます。しかし、メンバーを勧誘しても人数が集まらない、メンバーの高齢化が進んでいるなど、活動を継続するにあたり人材面での課題が多くあります。

また、他団体との連携が必要と考えている団体は多くありますが、一方では交流の機会や場所がないなど、活動場所に関する問題を抱えています。

文化芸術に関する講座などを開催し、専門的な知識を有する人材やボランティアを育成するほか、必要に応じて他団体との交流の場を提供するなど、連携に向けた具体的な方法や、その足掛かりを支援することが必要です。



第 3 章

基本理念と基本方針

1 基本理念

文化芸術は、人々に生きがいや精神的なゆとりを与え、こころの豊かさをもたらすだけでなく、まちの魅力や活力を生み出す源となります。

本市の文化芸術は、さまざまな歴史や風土の中で受け継がれ、市民の多様な活動を通じて育まれてきました。

これからも、本市の文化芸術を市民の共通の資源として捉え生かしながら、刈谷らしい魅力あふれる文化のまちを創造し、未来へ紡いでいかなければなりません。

このような考えのもと、本市の文化振興に向け「文化で紡ぐかりやの未来 ～魅力あふれる文化のまちを目指して～」を基本理念に定めます。



**文化で紡ぐかりやの未来
～魅力あふれる文化のまちを目指して～**

2 基本方針

本市が抱えている文化芸術に関する課題を確実に解決し、基本理念を実現していくために、次のとおり5つの基本方針を掲げ、施策の方向性を定めます。

基本方針1 文化芸術を生かしたまちづくり

文化芸術の担い手は市民一人ひとりであり、文化振興にあたっては、市民が積極的、自主的な文化芸術活動を行うことができる環境づくりが必要です。

そのため、市民が音楽、演劇、古典芸能などの文化芸術に対する関心や理解を深めるための普及啓発に関する取り組みや、外国人を含む幅広い市民が、公共施設などで身近に文化芸術に触れる機会を拡充します。

また、市民自らが文化芸術活動を行うためには、文化芸術に関する情報が重要となります。今後、市民が文化芸術活動に参加しやすくするためにも、情報提供に一層取り組みます。

基本方針2 文化芸術の観光への活用

刈谷らしさを生かしたまちづくりを推進することは、市外の人々から本市を知ってもらい、一度は訪れてみたいと思うまちにつながるとともに、市民のまちに対する誇りや愛着へとつながります。

そのため、文化資源を活用した観光の活性化を図り、本市の文化芸術の魅力を発信します。



基本方針3 歴史・文化財等の継承と発信及び活用

本市の歴史の中で醸成された伝統文化や文化財等は市民の貴重な財産であるとともに、本市の歴史や文化を理解する上で欠くことのできないものであり、文化財等の収集と保存に努めることが必要です。

また、刈谷城の復元に向けた取り組みや、近代化遺産・歴史的建造物を含めた文化財等を生かしたまちなみづくりなど、その効果的な活用を図ることで、歴史・文化財等への市民の興味や関心を高めます。

さらに、市内の歴史関係団体などと連携して、貴重な文化財等を適切に収集・保存・研究するとともに次世代へと継承し、これらの情報を市内外の人に発信することで、まちづくりなどに活用していきます。

基本方針4 施設等を活用した文化芸術の振興

本市には、さまざまな文化施設があります。これらの文化施設を、利用したい人が利用しやすいよう、それぞれの文化施設の特徴を生かしながら、利用促進を図っていきます。

また、文化芸術活動の場の創出を図るため、文化施設以外の公共施設なども有効活用していきます。

基本方針5 文化芸術を創造し支える人づくり

これからの文化芸術を担う子どもや若者たちの感性や想像力を育むことができるよう、文化芸術団体などと連携し、文化芸術や歴史を学び親しむ機会の充実を図ります。

また、文化芸術活動を支えるコーディネーターやボランティア、専門的な知識を有するスタッフ、さらには伝統文化や文化芸術団体の後継者といった人材を育成していくとともに、文化芸術団体などが主体となって実施する文化芸術活動を支援し、その育成を図ります。

3 計画の体系

基本理念

基本方針

施策の方向性





基本方針1 文化芸術を生かしたまちづくり

(1) 文化芸術に親しむ機会の充実

項目	取組内容
国際文化芸術鑑賞・体験	ボランティア団体による着物や茶道の体験教室の開催など、外国人市民に向けて日本文化を紹介します。また、外国の文化芸術を鑑賞・体験できる機会を提供します。
芸術家の指導による創作活動	総合文化センター（市民ホール）や美術館において、芸術家から直接指導を受けながら創作活動ができる機会を提供します。
市民講座	文化芸術に関する講座を生涯学習センターなどにおいて開講します。
市民大学講座	各界で活躍中の著名人を講師に迎え、市民に学習の機会を提供します。
舞台芸術鑑賞	総合文化センター（市民ホール）において、音楽、演劇、古典芸能など幅広いジャンルの舞台芸術作品の鑑賞機会を提供します。
文化芸術鑑賞講座	解説付きコンサート、展示会における作品ガイドツアー、鑑賞講座などを開催し、文化芸術に親しむ機会を提供します。
まちなかコンサート	市内の公共施設を中心にコンサートを開催し、市民が気軽に演奏を楽しむ機会を提供します。
芸術家との協働	レジデントアーティストなどと連携し、コンサートやワークショップを開催します。
メディアアート体験	映像や音楽を用いた芸術作品に親しむ機会を提供します。
オリジナル芸術作品の制作	刈谷独自の地域資源（歴史・自然・観光・産業資源など）を取り入れたオリジナルの舞台作品や映像などを、市民参加で制作します。

(2) 文化芸術の情報発信の充実

項目	取組内容
ホームページ等の活用	文化芸術に関するイベントの情報を、ホームページなどを活用して発信します。
情報誌等の活用	イベント案内を情報誌などに掲載するとともに、観光案内所などを通じて情報発信します。
パブリシティの促進	文化芸術に関する事業が、テレビのニュースや新聞、雑誌にとりあげられるよう情報発信します。
市民活動情報サイトの活用	文化芸術に関するボランティア団体の情報を掲載し、市民や団体に活動内容を発信します。
ネット会員へのサービス提供	総合文化センター（市民ホール）において開催する公演を対象に、チケットの優先販売、メールマガジンによる情報提供を行うとともに、ネット会員の一層の確保に努めます。



基本方針2 文化芸術の観光への活用

(1) 観光振興との連携

項目	取組内容
各種イベントへの参加	歴史文化を紹介するPRブースの出展や、刈谷城盛上げ隊によるPRを行います。
ポップカルチャーの発信・支援	アニメや漫画などの大衆向けの文化に関連したイベントの情報発信と支援を行います。
無形民俗文化財等の活用	誘客を図るため、市内の無形民俗文化財などを市内外に広く発信します。
無形民俗文化財等の披露・支援	無形民俗文化財などの保存団体が、国が主催する大会などに参加することを支援します。
歴史関連施設の活用	歴史博物館や依佐美送信所記念館などへのさらなる来館を促すため、企画展示やイベントを行います。
歴史的資源の活用	歴史の小径を活用した史跡めぐりなどを通じて、市内の歴史的資源を広く発信します。
小堤西池のカキツバタ群落の活用	国指定の天然記念物である小堤西池のカキツバタ群落の魅力を、さまざまな機会を捉えて、市内外に広く発信します。



万燈祭



アニメコレクション

基本方針3 歴史・文化財等の継承と発信及び活用

(1) 歴史・文化財等の保存・継承

項目	取組内容
歴史博物館の活用	歴史博物館を歴史資料の保存・継承の場として整備し、市民が歴史に親しみ、学ぶ機会を提供します。
歴史資料の収集・整理・保存・活用	収集・寄託された古文書をはじめとする歴史資料の整理や、出土した埋蔵文化財の適正な保存を図り、市民が歴史に親しみ、学ぶ機会を提供します。
デジタル化の推進	歴史資料などをデジタル化し、歴史博物館において閲覧できるようにします。
遺跡・文化財等の調査	開発に伴う遺跡の調査や、文化財等の調査を行います。
刈谷城址の保存・活用	刈谷城址の調査研究を行い、刈谷城の復元を行うほか、イベントなどに活用します。
近代化遺産の保存・活用	近代化遺産（依佐美送信所の送信設備など）を保存し、市民が歴史に親しみ、学ぶ機会を提供します。
歴史的建造物の保存・活用	歴史的建造物（神社仏閣、古民家など）を保存し、イベントやまちなみづくりに活用します。
文化財等の保存支援	市指定の有形文化財や民俗文化財、また無形民俗文化財の道具などの修復補助を行い、適正な保存を支援します。
無形民俗文化財等の伝承支援	無形民俗文化財などの保存団体に、伝承活動の支援を行います。
無形民俗文化財等の披露・支援（再掲）	無形民俗文化財などの保存団体が、国が主催する大会などに参加することを支援します。
小堤西池のカキツバタ群落の保護・増殖	専門家の指導のもと、除草作業や竹の伐採などを行い、カキツバタが増殖しやすい環境を整備します。

(2) 歴史・文化財等に親しむ機会の充実

項目	取組内容
歴史博物館企画展	テーマを定めた企画展を開催し、歴史や文化財等を学ぶ機会を提供します。
歴史博物館常設展	収集した歴史資料を中心に常設展を開催し、歴史や文化財等を学ぶ機会を提供します。
歴史博物館祭り展示・体験	万燈や山車などを展示し、体験コーナーで市民が祭りを肌で感じられる機会を提供します。
郷土資料館常設展	民具を中心とした収蔵品の常設展を開催し、昭和の暮らしを学ぶ機会を提供します。
伝統文化体験講座	郷土資料館において、はた織り体験講座を継続して実施するとともに、歴史博物館においても伝統文化を体験できる講座を実施します。
史跡めぐり	ボランティア団体と連携しながら、史跡を散策し、刈谷の歴史を学ぶ機会を提供します。
加藤与五郎展示室の活用	南部生涯学習センターにある加藤与五郎展示室を活用し、郷土の偉人の業績を市民に伝えます。
村上文庫の活用	村上文庫に関する情報を発信し、公開します。

(3) 歴史・文化財等の資源の情報発信

項目	取組内容
各種イベントへの参加（再掲）	歴史文化を紹介するPRブースの出展や、刈谷城盛上げ隊によるPRを行います。
ホームページ等の活用	ホームページや広報紙、文化財マップを活用し、歴史や文化財等を広く発信します。

基本方針4 施設等を活用した文化芸術の振興

(1) 文化施設の有効活用

① 総合文化センター（市民ホール）

項目	取組内容
ホールやリハーサル室の活用	市民の文化芸術への興味関心を向上させるため、幅広いジャンルの公演を開催します。
ギャラリーの活用	文化芸術活動を行う人たちを支援するため、ギャラリーで学生や若手作家などの作品を展示します。
アトリウムの活用	市民が気軽に音楽に触れることができるよう、アトリウムを会場として、コンサートを開催します。

② 図書館

項目	取組内容
読書講演会	講演会を開催し、読書の啓発と市民の学習意欲向上を図ります。
展示会	図書館内に刈谷にまつわることや時事に関するコーナーを設け、参考資料を紹介・提供します。
図書資料の収集・保存・提供	図書・視聴覚などの図書資料を収集・保存・分類配列し、閲覧や貸出を行うとともに、資料の利用相談に応じます。
学校への図書配送	小中学校などの要望に応じて図書資料を配送し、学習内容に対応した資料の提供に努めます。
おはなし会	図書館や市民センターなどにおいて、おはなし会やストーリーテリングを定期的で開催し、読書を啓発します。
学校・大学等との連携	学校、大学などの図書館と連携し、相互貸借による蔵書の公開に取り組みます。
森三郎の顕彰	森三郎にちなんだ創作童話の募集及び表彰を定期的に行うとともに、毎年小中学生から森三郎作品の読書感想文や創作作文を募集し、表彰します。
活字文化の普及啓発	ボランティア団体と協働で、読み聞かせやストーリーテリングを実施し、活字文化の普及啓発を図ります。

項目	取組内容
多言語による情報提供	外国人が利用しやすいように、英語、ポルトガル語、中国語などによる案内や多言語による図書資料の収集・提供をします。
情報提供サービスの充実	資料のデジタル化により電子情報を充実させ、図書資料と電子情報を組み合わせた情報提供に取り組むとともに、幅広い資料を収集することで、情報の充実を図ります。

③ 美術館

項目	取組内容
美術館企画展	近代の美術、郷土の芸術家の作品、絵本原画、現代アートなどの美術作品を中心に企画展を実施します。
美術館常設展	美術館が収蔵する近代の美術、郷土の芸術家の作品、絵本原画、現代アートなどの美術作品の常設展を実施します。
個人呈茶	佐喜知庵で呈茶を実施し、伝統文化である茶道に気軽に親しむ機会を提供します。
教育機関との連携	企画展と関連させた児童・生徒を対象とした鑑賞会のほか、教員対象の鑑賞会や鑑賞教育の研究会を実施します。
教育普及	創作体験、美術作品の解説ツアー、子ども向けの体験事業など、企画展と関連させながら、美術を学ぶ機会を提供します。
市民ギャラリー	美術家や美術団体などの作品発表の場として、展示室の貸出を行います。
美術作品の購入・受入	近代の美術、郷土の芸術家の作品、絵本原画、現代アートなどの美術作品の購入や寄贈の受入れを行います。

④ 歴史博物館

項目	取組内容
歴史博物館の活用（再掲）	歴史博物館を歴史資料の保存・継承の場として整備し、市民が歴史に親しみ、学ぶ機会を提供します。
歴史博物館企画展（再掲）	テーマを定めた企画展を開催し、歴史や文化財等を学ぶ機会を提供します。
歴史博物館常設展（再掲）	収蔵した歴史資料を中心に常設展を開催し、歴史や文化財等を学ぶ機会を提供します。
歴史博物館祭り展示・体験（再掲）	万燈や山車などを展示し、体験コーナーで市民が祭りを肌で感じられる機会を提供します。
歴史資料の収集・整理・保存・活用（再掲）	収集・寄託された古文書をはじめとする歴史資料の整理や、出土した埋蔵文化財の適正な保存を図り、市民が歴史に親しみ、学ぶ機会を提供します。
デジタル化の推進（再掲）	歴史資料などをデジタル化し、歴史博物館において閲覧できるようにします。
文化財等体験講座・歴史講演会	体験講座（土器作り、勾玉作りなど）や歴史講演会を開催し、文化財等を身近に体験・学習できる機会をつくります。

⑤ 郷土資料館

項目	取組内容
郷土資料館常設展（再掲）	民具を中心とした収蔵品の常設展を開催し、昭和の暮らしを学ぶ機会を提供します。
民俗資料の収集・整理・保存・活用	収集・寄託された農機具をはじめとする民俗資料の適正な保存を図り、市民が歴史に親しみ、学ぶ機会を提供します。
はた織り文化伝承	三河木綿や織物の文化を伝承するため、はた織りの体験講座を実施します。
体験学習	小学生を対象に、昭和の暮らしを体験する機会を提供します。

⑥ その他の施設

項目	取組内容
活動場所の提供	総合文化センター（市民ホール）や生涯学習センターなどにおいて、施設の貸出を行います。
施設見学の受け入れ	総合文化センター（市民ホール）・図書館・美術館などにおいて、学校による施設見学や職場体験を受け入れます。
市民センター学習発表会	市民センターにおいて学習発表会を開催し、市民グループが日頃の成果を発表する機会を提供します。



総合文化センター



歴史博物館（イメージ図）

基本方針5 文化芸術を創造し支える人づくり

(1) 文化芸術の担い手づくり

項目	取組内容
大学との連携	文化芸術に関連する大学から施策の助言を受けながら、連携して事業に取り組みます。
広域圏内との連携	衣浦東部広域行政圏や衣浦定住自立圏内の文化施設などと、文化行政の連携を深めます。
学校への派遣	学校へ伝統文化の指導者や文化芸術団体、ボランティアを派遣し、子どもが文化芸術に触れる機会を提供します。
市民アーティストの起用	まちなかコンサートにおいて、地元で活動する音楽家に発表の機会を提供します。
美術館ボランティアの育成	美術館で実施するワークショップにおいて、ボランティアを育成・活用します。
芸術家の指導による創作活動（再掲）	総合文化センター（市民ホール）や美術館において、芸術家から直接指導を受けながら創作活動ができる機会を提供します。
小中学校との連携	小中学校におけるアウトリーチコンサートの開催など、連携事業に取り組みます。
子どもの読書活動の推進	「子ども読書の日」（4月23日）の啓発事業などを通じて、子どもの読書活動の意義や重要性を伝えます。
童話を書く講座	森三郎童話賞への応募を目指した市民向けの講座を開催し、童話の創作活動の普及を図ります。
活字文化の普及啓発（再掲）	ボランティア団体と協働で、読み聞かせやストーリーテリングを実施し、活字文化の普及啓発を図ります。

(2) 文化芸術活動の支援

項目	取組内容
市民企画の文化芸術イベントの支援	市内の文化芸術団体が企画した展示会や、公演会などを支援します。
文化芸術団体への支援	刈谷文化協会や刈谷音楽協会などの文化芸術団体の活動を支援します。
ボランティア団体の活動支援	史跡めぐり及び依佐美送信所記念館の案内を担うボランティア団体の活動を支援します。
図書館ボランティアの活動支援	読み聞かせなどを行うボランティア団体の活動や、指導者の育成を支援します。
子どもの読書活動推進体制の充実	学校・ボランティア・市立図書館ネットワーク会議を通じて、子どもが読書に親しむ機会を提供するボランティア団体などの活動を支援します。
総合文化センター市民スタッフの活動支援	市民スタッフが企画・運営する、ホール事業をはじめとした自立的な活動を支援します。



中央図書館



美術館

計画の推進に向けて

1 評価指標の設定

基本理念である「文化で紡ぐかりやの未来 ～魅力あふれる文化のまちを目指して～」の実現に向けて、5つの基本方針のもと、市民や団体、事業者と連携を図りながら事業を展開し、文化芸術の振興に努めていきます。

この基本理念の達成状況を把握するため、基本方針ごとに評価指標を設定し、本計画の最終年度である2027年度の目標値の達成に向けて、各事業に取り組んでいきます。

基本方針	指標	現状値 (2016年度)	目標値	
			2022年度	2027年度
基本方針1 文化芸術を生かしたまちづくり	日頃から文化や芸術に親しんでいる市民の割合	44.9%	48.0%	50.0%
基本方針2 文化芸術の観光への活用	観光イベントの来場者数	381,408人	450,000人	500,000人
基本方針3 歴史・文化財等の継承と発信及び活用	歴史に興味を持っている市民の割合	35.0%	38.0%	40.0%
基本方針4 施設等を活用した文化芸術の振興	創作や発表がしやすい環境が整備されていると思う市民の割合	69.0%	72.0%	75.0%
基本方針5 文化芸術を創造し支える人づくり	文化芸術に関するボランティア団体会員数	5,715人	5,900人	6,000人

2 計画の評価・検証

評価指標の達成に向けて、個別の事業の取り組み状況について評価・検証を行うとともに、2年に1回行われる市民意識調査の結果を踏まえ、事業の改善を行いながら進捗管理をしていきます。

また、必要に応じて有識者などと意見交換をしながら、事業の進捗状況を評価・検証し、事業の推進を図ります。



資料編

1 文化芸術基本法

前文

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

目的

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

基本理念

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

- 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
- 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。
- 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

- 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- 10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

国の責務

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

地方公共団体の責務

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

国民の関心及び理解

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

文化芸術団体の役割

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

関係者相互の連携及び協働

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

法制上の措置等

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 文化芸術推進基本計画等

文化芸術推進基本計画

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。
- 5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

地方文化芸術推進基本計画

第七条の二 都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化に関する事務（文化財の保護に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 文化芸術に関する基本的施策

芸術の振興

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

メディア芸術の振興

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

伝統芸能の継承及び発展

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

芸能の振興

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

文化財等の保存及び活用

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

地域における文化芸術の振興等

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

国際交流等の推進

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

芸術家等の養成及び確保

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に
関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に
関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者(以下「芸術家等」という。)
の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の
機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の
整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

文化芸術に係る教育研究機関等の整備等

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学
その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

国語についての理解

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、
国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

日本語教育の充実

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充
実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、
日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

著作権等の保護及び利用

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利(以下この条におい
て「著作権等」という。)について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び
公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、
著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講
ずるものとする。

国民の鑑賞等の機会の充実

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充
実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の
必要な施策を講ずるものとする。

高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活
動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施
策を講ずるものとする。

青少年の文化芸術活動の充実

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、
展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

学校教育における文化芸術活動の充実

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化
芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力
への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

劇場、音楽堂等の充実

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の
整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとし
る。

美術館、博物館、図書館等の充実

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

地域における文化芸術活動の場の充実

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

公共の建物等の建築に当たっての配慮等

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

情報通信技術の活用の推進

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

調査研究等

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

民間の支援活動の活性化等

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

関係機関等の連携等

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

顕彰

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

政策形成への民意の反映等

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

地方公共団体の施策

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

文化芸術推進会議

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附則（平成十三年十二月七日法律第百四十八号）抄

施行期日

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二十九年六月二十三日法律第七十三号）抄

施行期日

第一条 この法律は、公布の日から施行する。（以下略）

文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 策定経過

年月日	内容
平成 29 年 4 月 15 日 ～ 平成 29 年 5 月 12 日	刈谷市文化振興基本計画策定委員会策定委員募集
平成 29 年 7 月 6 日 ～ 平成 29 年 8 月 17 日	団体ヒアリング実施
平成 29 年 8 月 3 日	第 1 回刈谷市文化振興基本計画策定部会 議題 (1) 部会長の選出について (2) 第 1 次刈谷市文化振興基本計画の概要及び進捗状況について (3) 関係団体等ヒアリング及び課題等について (4) 第 2 次刈谷市文化振興基本計画の方向性について (5) 今後のスケジュールについて
平成 29 年 8 月 21 日	第 1 回刈谷市文化振興基本計画策定委員会 議題 (1) 委員長の選出について (2) 第 1 次刈谷市文化振興基本計画の概要及び達成状況等調査について (3) 文化振興における課題等と関係団体等ヒアリングについて (4) 第 2 次刈谷市文化振興基本計画の考え方について (5) 今後のスケジュールについて
平成 29 年 10 月 24 日	第 2 回刈谷市文化振興基本計画策定部会 議題 (1) 計画素案の検討について (2) 今後のスケジュールについて
平成 29 年 10 月 31 日	第 2 回刈谷市文化振興基本計画策定委員会 議題 (1) 計画素案の検討について (2) 今後のスケジュールについて
平成 29 年 12 月 1 日 ～ 平成 30 年 1 月 4 日	パブリックコメントの実施
平成 30 年 1 月 23 日	第 3 回刈谷市文化振興基本計画策定部会 議題 (1) パブリックコメントの結果について (2) 計画の修正案について (3) 概要版について (4) 今後のスケジュールについて
平成 30 年 1 月 31 日	第 3 回刈谷市文化振興基本計画策定委員会 議題 (1) パブリックコメントの結果について (2) 計画の修正案について (3) 概要版について (4) 今後のスケジュールについて

3 刈谷市文化振興基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）第4条の規定に基づき、本市における文化芸術の振興に関する施策の指針として第2次刈谷市文化振興基本計画（以下「第2次計画」という。）を策定するため、刈谷市文化振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、第2次計画の策定に関し、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民活動部文化観光課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、第2次計画が策定された時にその効力を失う。

4 刈谷市文化振興基本計画策定委員

(○印は委員長)

団体名・役職名	氏名
名古屋芸術大学 学長	○竹本 義明
刈谷文化協会 会長	加藤 眞
刈谷音楽協会 理事長	渡利 典子
刈谷市観光協会 会長	杉浦 世志朗
刈谷市小中学校長会	尾出 知子
刈谷市文化財保護審議会 会長	山田 孝
刈谷市図書館協議会 委員長	近藤 輝和
刈谷市民ボランティア活動センター センター長	米田 正寛
KCSN共同事業体（刈谷市総合文化センター 館長）	早川 浩史
刈谷市民（公募）	鈴木 康則
刈谷市民（公募）	磯部 洋子

5 市内の指定・登録文化財

区分	種別	名称	所在地	所有者	指定年月日
国指定	天然記念物	小堤西池のカキツバタ群落	井ヶ谷町	刈谷市	昭和 13 年 8 月 8 日
県指定	絵画	絹本著色来迎三尊仏	城町 刈谷市郷土資料館	個人	昭和 30 年 5 月 6 日
県指定	絵画	絹本淡彩綱座天神像	小山町	敬専寺	昭和 30 年 5 月 6 日
県指定	絵画	絹本著色伝通院画像	天王町	楞嚴寺	昭和 30 年 6 月 6 日
県指定	彫刻	木造聖観音菩薩立像	元町	海会寺	昭和 30 年 6 月 6 日
県指定	彫刻	木造伽羅香木阿弥陀如来立像	高松町	崇福寺	昭和 30 年 6 月 6 日
県指定	書跡	往生要集	元町	専光寺	昭和 30 年 6 月 6 日
県指定	書跡	美濃国鍛冶系図	元町	専光寺	昭和 30 年 6 月 6 日
県指定	書跡	疫癘の御文		個人	昭和 30 年 6 月 6 日
県指定	考古資料	本刈谷貝塚出土品	城町 刈谷市郷土資料館	刈谷市	昭和 49 年 4 月 10 日
県指定	無形民俗	万燈祭	銀座	刈谷万燈保存会	平成 12 年 11 月 21 日
県指定	史跡	刈谷西部の縄文遺跡			
		その 1 山の神遺跡	山池町	刈谷市	昭和 42 年 3 月 17 日
		その 2 天子神社貝塚	小山町	天子神社	昭和 42 年 3 月 17 日
		その 3 本刈谷貝塚	天王町	本刈谷神社	昭和 42 年 3 月 17 日
		その 4 八ツ崎貝塚	小山町	刈谷市	昭和 59 年 11 月 28 日
		その 5 芋川遺跡	一ツ木町	刈谷市	平成 8 年 3 月 18 日
市指定	建造物	重原陣屋の正門	半城土町	願行寺	昭和 33 年 2 月 25 日
市指定	絵画	絹本著色板倉重宗画像	恩田町	松雲院	昭和 33 年 2 月 25 日
市指定	絵画	絹本著色水野忠重画像	天王町	楞嚴寺	昭和 33 年 2 月 25 日
市指定	絵画	紙本著色土井利勝画像	城町 刈谷市郷土資料館	刈谷頌和会	昭和 33 年 2 月 25 日
市指定	絵画	絹本著色光明本尊画像	野田町	教栄寺	昭和 37 年 6 月 9 日
市指定	絵画	方便法身尊影蓮糸阿弥陀如来画像	一ツ木町	法林寺	昭和 37 年 6 月 9 日
市指定	絵画	絹本淡彩真慧上人画像	元町	専光寺	昭和 37 年 6 月 9 日
市指定	絵画	地獄の絵巻物	元町	専光寺	昭和 37 年 6 月 9 日
市指定	絵画	絹本著色華陽院画像	天王町	楞嚴寺	平成 14 年 5 月 16 日
市指定	彫刻	木造十一面観世音菩薩立像	銀座	松秀寺	昭和 33 年 2 月 25 日
市指定	彫刻	木造十一面観世音菩薩立像	広小路	十念寺	昭和 37 年 6 月 9 日
市指定	彫刻	木造毘沙門天王像	井ヶ谷町	遊心寺	昭和 59 年 8 月 7 日
市指定	彫刻	円空仏釈迦如来像		個人	平成 1 年 3 月 14 日
市指定	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	高松町	崇福寺	平成 10 年 2 月 27 日
市指定	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	元町	実相寺	平成 14 年 5 月 16 日

区分	種別	名称	所在地	所有者	指定年月日
市指定	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	広小路	十念寺	平成 17 年 6 月 30 日
市指定	彫刻	木造阿弥陀如来立像	広小路	刈谷頌和会	平成 17 年 6 月 30 日
市指定	工芸品	伝通院調度品	天王町	楞嚴寺	昭和 33 年 2 月 25 日
市指定	工芸品	獅子頭	城町 刈谷市郷土資料館	刈谷市	昭和 33 年 2 月 25 日
市指定	工芸品	祖母懷茶壺	城町 刈谷市郷土資料館	永源寺	昭和 33 年 2 月 25 日
市指定	工芸品	陶製狛犬	城町 刈谷市郷土資料館	祖母神社	昭和 33 年 2 月 25 日
市指定	工芸品	仏塔		個人	昭和 37 年 6 月 9 日
市指定	工芸品	明器男女俑		個人	昭和 37 年 6 月 9 日
市指定	工芸品	天明釜	恩田町	松雲院	昭和 37 年 6 月 9 日
市指定	工芸品	紺糸緘胴丸具足・兜・陣羽織		個人	昭和 46 年 5 月 7 日
市指定	工芸品	水野勝成奉納の総髪の兜	野田町 野田史料館	野田八幡宮	昭和 59 年 8 月 7 日
市指定	工芸品	櫓時計	城町 刈谷市郷土資料館	刈谷市	平成 9 年 3 月 13 日
市指定	書跡	蓮如上人の裏書	高津波町	金勝寺	昭和 33 年 2 月 25 日
市指定	書跡	細井広沢扁額	城町 刈谷市郷土資料館	刈谷市	昭和 33 年 2 月 25 日
市指定	書跡	池大雅木額一秋葉殿	西境町	永福寺	昭和 33 年 2 月 25 日
市指定	書跡	池大雅木額一大悲閣	西境町	観音寺	昭和 33 年 2 月 25 日
市指定	書跡	月舟書群	恩田町	松雲院	昭和 37 年 6 月 9 日
市指定	書跡	棟札	野田町 野田史料館	野田八幡宮	昭和 59 年 8 月 7 日
市指定	書跡	棟札	野田町 野田史料館	野田八幡宮	昭和 59 年 8 月 7 日
市指定	典籍	村上文庫	住吉町 刈谷市中央図書館	刈谷市	昭和 33 年 2 月 25 日
市指定	古文書	豊臣秀吉書状	城町 刈谷市郷土資料館	刈谷市	昭和 33 年 2 月 25 日
市指定	古文書	刈谷町方文書	住吉町 刈谷市中央図書館	刈谷市	昭和 33 年 2 月 25 日
市指定	古文書	片桐石見守貞昌書状		個人	昭和 37 年 6 月 9 日
市指定	古文書	紺紙金泥大般若経	元町	専光寺	昭和 37 年 6 月 9 日
市指定	古文書	松本奎堂書翰集		個人	昭和 37 年 6 月 9 日
市指定	古文書	増田長盛文書		個人	昭和 37 年 6 月 9 日
市指定	古文書	京極高秀書状		個人	昭和 37 年 6 月 9 日
市指定	古文書	野田村古文書	野田町 野田史料館	野田史料館	昭和 59 年 8 月 7 日
市指定	古文書	三河国絵図	城町 刈谷市郷土資料館	刈谷頌和会	平成 9 年 3 月 13 日

区分	種別	名称	所在地	所有者	指定年月日
市指定	古文書	津田宣久判物	城町 刈谷市郷土資料館	刈谷市	平成 25 年 1 月 24 日
市指定	古文書	福谷定乗書状	城町 刈谷市郷土資料館	刈谷市	平成 25 年 1 月 24 日
市指定	古文書	国松久次書状	城町 刈谷市郷土資料館	刈谷市	平成 27 年 2 月 18 日
市指定	考古資料	弓はずと牙製勾玉	城町 刈谷市郷土資料館	刈谷市	昭和 33 年 11 月 11 日
市指定	考古資料	石匙と石槍	城町 刈谷市郷土資料館	刈谷市	昭和 33 年 11 月 11 日
市指定	考古資料	弥生式土器	城町 刈谷市郷土資料館	刈谷市	昭和 33 年 11 月 11 日
市指定	考古資料	金環		個人	昭和 33 年 11 月 11 日
市指定	考古資料	勾玉と提瓶	城町 刈谷市郷土資料館	刈谷市	昭和 33 年 11 月 11 日
市指定	考古資料	提瓶	城町 刈谷市郷土資料館	刈谷市	昭和 33 年 11 月 11 日
市指定	考古資料	壺	城町 刈谷市郷土資料館	誓願寺	昭和 33 年 11 月 11 日
市指定	考古資料	埴		個人	昭和 33 年 11 月 11 日
市指定	考古資料	坏とかめ	城町 刈谷市郷土資料館	個人	昭和 33 年 11 月 11 日
市指定	考古資料	金環		個人	昭和 37 年 6 月 9 日
市指定	有形民俗	切支丹禁制高札	城町 刈谷市郷土資料館	個人	昭和 33 年 2 月 25 日
市指定	有形民俗	道祖神	西境町	永福寺	昭和 33 年 2 月 25 日
市指定	有形民俗	野田八幡宮絵馬群	野田町 野田史料館	野田八幡宮	昭和 63 年 11 月 8 日
市指定	有形民俗	新町の山車	東陽町	刈谷市	平成 9 年 3 月 13 日
市指定	有形民俗	小垣江の山車	小垣江町 小垣江新田屋敷山車蔵	小垣江の山車 保存会	平成 10 年 2 月 27 日
市指定	有形民俗	肴町の山車	東陽町	刈谷市	平成 12 年 8 月 21 日
市指定	無形民俗	野田雨乞笠おどり	野田町	野田雨乞笠 おどり保存会	昭和 59 年 8 月 7 日
市指定	無形民俗	奴のねり	寺横町	寺横町奴会	平成 11 年 11 月 17 日
市指定	無形民俗	市原稻荷神社祭礼の山車囃子	司町	刈谷山車祭 保存会	平成 27 年 2 月 18 日
市指定	史跡	土井家廟所	広小路 十念寺	個人	昭和 33 年 2 月 25 日
市指定	史跡	松本奎堂碑	司町	刈谷頌和会	昭和 33 年 2 月 25 日
市指定	史跡	宍戸弥四郎碑	広小路	刈谷市	昭和 33 年 2 月 25 日
市指定	史跡	中島秋挙句碑	司町	市原稻荷神社	昭和 33 年 2 月 25 日
市指定	史跡	豊田佐吉胸像	城町 亀城公園	刈谷市	昭和 33 年 2 月 25 日
市指定	史跡	宮城道雄供養塔	神田町	刈谷市	昭和 33 年 2 月 25 日

区分	種別	名称	所在地	所有者	指定年月日
市指定	史跡	重原陣屋の跡	下重原町	重原公民館	昭和33年2月25日
市指定	史跡	八王子神社貝塚	泉田町	八王子神社	昭和33年11月11日
市指定	史跡	井ヶ谷古窯群	井ヶ谷町丘陵	刈谷市 愛知教育大学	昭和33年11月11日
市指定	史跡	水野家廟所	天王町	楞嚴寺	昭和33年11月11日
市指定	史跡	鎌倉街道伝承地	東境町	祖母神社	昭和46年12月8日
市指定	史跡	札の辻跡	銀座4丁目から 5丁目に至る交差点	愛知県 刈谷市 三菱東京UFJ銀行	昭和49年7月30日
市指定	史跡	椎の木屋敷跡	銀座	刈谷市	平成9年3月13日
市指定	天然記念物	クスノキ	元町	専光寺	昭和33年11月11日
市指定	天然記念物	シイ	今川町	乗蓮寺	昭和33年11月11日
国登録	建造物	刈谷市郷土資料館	城町	刈谷市	平成11年2月17日
国登録	建造物	愛知県立刈谷高等学校正門門 柱（旧愛知県刈谷中学校正 門）	寿町	愛知県	平成29年6月28日

6 用語集

■アーティスト・データバンク

アーティストやクリエイターの情報をデータベース化することで、アーティストやクリエイター同士のネットワーク形成や、地域の企業や公的機関、市民がつながる機会を提供すること。

■あいちトリエンナーレ

愛知県で3年に1度開催され、国際展や映像プログラムなどの現代美術と合わせて、ダンスや演劇、オペラなどの舞台芸術を行う国内最大級の現代アートの祭典のこと。

■アウトリーチコンサート

音楽への興味と関心をもたせるため、学校などへプロのアーティストなどを派遣して行うコンサートのこと。

■アトリウム

公共施設などのエントランス、またホテルやオフィスのロビーなどにある中庭風の広間のこと。

■加藤与五郎

生涯で300余りの研究を成し遂げ、フェライト磁石（酸化金属磁石）とフェライト製コア（酸化金属磁心）の発見、アルミナ（酸化アルミニウム）の新製造方法の発明という世界的な三大発明をした、野田村（現在の刈谷市）出身の発明家のこと。このことから、「フェライトの父」と賛辞され、また多くの発明をしたことから「日本のエジソン」と呼ばれ、世界の工業界に大きな貢献をした。

1980（昭和55）年に刈谷市功労者、2000（平成12）年に刈谷市名誉市民に推挙された。

■刈谷城

1533（天文2）年に水野忠政によって築かれた城のこと。1600（慶長5）年に水野勝成が初代藩主となり、以後9家22人の藩主が居城した。

廃藩置県後、政府所有となったことから、1873（明治6）年に城郭建築物は入札による払い下げが行われ解体された。現在は、城跡が亀城公園として開設され、市民の憩いの場となっている。

■衣浦定住自立圏

近隣市町と連携して広域的な課題に取り組むため、中心地（刈谷市）と市町（知立市、高浜市、東浦町）が、自らの意思で1対1の協定を締結して形成した圏域のこと。

■衣浦東部広域行政圏

衣浦東部地域（碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市）の連絡調整、広域にわたる総合的な計画の共同作成、地域住民の福祉の増進などを図るために広域行政を推進する圏域のこと。

■近代化遺産

幕末から第2次世界大戦期までの間に建設され、我が国の近代化に貢献した産業・交通・土木に係る建造物のこと。

■組踊

台詞と沖縄の伝統的な音楽と舞踊、舞踊を基礎とした所作で展開される歌舞劇のこと。

■グローバル化

資本や労働力の国境を越えた移動が活発化するとともに、貿易を通じた商品・サービスの取引や、海外への投資が増大することによって世界における経済的な結びつきが深まること。

■高度情報化

コンピュータによる情報システムの利用が市民生活や企業活動により広く浸透すること。

■小堤西池のカキツバタ群落

刈谷市の最北部にある、京都・大田ノ沢、鳥取・岩美町の唐川と並ぶ日本三大カキツバタ自生地の一つのこと。カキツバタの群落として、1938（昭和13）年には国の天然記念物に指定されている。花の見頃は5月中旬で、緑一面の湿地に清楚な青紫色の花を咲かせる。

■佐喜知庵

1983（昭和58）年に、美術館のオープンに合わせて併設された本格的茶室と、和室のこと。

■ストーリーテリング

図書館や学校などで、本などを用いず、語り手が口頭で覚えているお話を語る児童サービスのこと。

■東京オリンピック・パラリンピック

2020年に東京で開催されるスポーツの国際的な大会のこと。

パラリンピックは、障害者を対象とした、もうひとつのオリンピックで、オリンピック競技大会の終了直後に同じ場所で開催される。

※さまざまな文化イベントが公式行事として行われる予定。

■パブリシティ

企業や団体がマスコミなどに対して積極的に情報を公開するなどして、報道されるよう働きかける広告、広報のこと。

■文化財

文化財保護法で定義している「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」、「文化的景観」及び「伝統的建造物群」のこと。これらの文化財のうち、重要なものを国などが指定・選定・登録し、重点的に保護している。

文化財等の等には、土地に埋蔵されている埋蔵文化財（出土品を含む）や、文化財の保存・修理に必要な伝統的技術・技能のほか、近代化遺産や歴史的建造物を含んでいる。

■ポップカルチャー

大衆向けの文化全般である、漫画、アニメ、映画、ゲーム、テレビなどのこと。現在では「訴求力が高く、等身大の現代日本を伝えるもの」という意味でも使われる。

■まちなかコンサート

総合文化センター（市民ホール）のアトリウムをはじめ、学校や美術館などさまざまな場所で行うコンサートのこと。

■万燈祭

愛知県の無形民俗文化財に指定されている、安永7年（1778）から二百有余年の歴史を誇る秋葉社の祭礼のこと。7月の最終土曜日と翌日の日曜日に開催され、初日を「新楽」、2日目を「本楽」といい、新楽では若衆たちが「万燈」を担いで市内を練り歩き、本楽では秋葉社の境内で舞が奉納される。

若衆が武者人形をかたどった「万燈」とよばれる高さ約5メートル、重さ約60キログラムの竹と和紙で作られた張子人形を一人で担ぎ、笛と太鼓のお囃子に合わせて舞う勇壮な祭りで、「天下の奇祭」と呼ばれている。

■民俗文化財

衣食住、生業、信仰、年中行事などに関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋、その他の物件など人々が日常生活の中で生み出し、継承してきた有形・無形の伝承で、人々の生活の推移を示すものこと。

■無形文化財

演劇、音楽、工芸技術、その他の無形の文化的所産のこと。我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いものを「無形文化財」という。

■村上文庫

土井氏時代（1747～1871）の刈谷藩医であり、国学者であった村上忠順（1812～1884）氏が中心になり、村上家で購入、あるいは筆写し、所蔵していた古書群のこと。

村上文庫の資料は、1958（昭和33）年、刈谷市指定有形文化財「典籍 村上文庫」として指定されている。

■メディアアート

既存の絵画や彫刻とは異なり、映像やデジタル技術、展示空間などさまざまな媒体を活用したアート作品のこと。

■森三郎

愛知県碧海郡刈谷町（現在の刈谷市）出身の童話作家のこと。

20歳のとき童話雑誌「赤い鳥」に「赤穴宗右衛門兄弟」を投稿して採用され、21歳で「赤い鳥社」に入社し、同社の編集記者として活躍した。

■有形文化財

建造物、工芸品、彫刻、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料などの有形の文化的所産のこと。我が国にとって歴史上、芸術上、学術上価値の高いものを総称して「有形文化財」と呼んでいる。

■依佐美送信所

1929（昭和 4）年に建設された、当時としては世界最大級の無線送信施設のこと。

産業遺産としての価値を評価し、長波用送信機器及び関係資料を保存し、後世に伝えていくことを目的として、施設解体後の2007（平成 19）年 4 月に依佐美送信所記念館を開館し、送信機器類を数多く展示している。

■レジデントアーティスト

刈谷市のPRを目的として、創作活動や市民とのワークショップ活動、演奏などジャンルを問わず活動するアーティストのこと。

第2次刈谷市文化振興基本計画

発行 2018（平成30）年3月
発行者 刈谷市 / 編集 市民活動部文化観光課
〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地
TEL：0566-62-1037
FAX：0566-27-9652